

# 平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方へ

この度の平成 30 年 7 月豪雨により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けられた次のような方には、税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

## 納税の猶予

財産に被害を受けたため国税を一時に納付することができない方は、その申請により 1 年以内（事情によっては更に 1 年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

## 所得税の軽減・免除

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部の軽減措置を受けられます。

- 1 住宅・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅又は家財の半分以上に損害を受け、かつ、所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税の全部又は一部の軽減措置を受けられます。

## 相続税・贈与税の軽減・免除

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けたときは、災害減免法の規定により、相続税・贈与税の軽減又は免除措置が受けられます。

- 1 災害が申告期限前の場合、課税価格の計算に際し、取得した財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。
- 2 災害が申告期限後の場合、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は延納・物納申請中の税額等に限られ、滞納中の税額は除きます。）が、被害の程度に応じて免除されます。

## 源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅又は家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。

## 被災酒類等の救済措置

酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者の方が販売のために所持していた酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、販売業者の方からの申請に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について、災害減免法による救済措置が受けられます。

詳しくは最寄りの税務署（裏面参照）までお問い合わせ下さい。

※音声案内の後【1】を押して「電話相談センター」を選択してください。

※ 災害等のあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を広島国税局 HP に掲載しておりますので、参考としてください。



広島国税局 税務署一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取税務署	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857(22)2141
米子税務署	683-8691	米子市東町124番16号 米子地方合同庁舎	0859(32)4121
倉吉税務署	682-8522	倉吉市上井587番地1	0858(26)2721
松江税務署	690-8505	松江市向島町134番地10号 松江地方合同庁舎	0852(21)7711
浜田税務署	697-8686	浜田市殿町1177番地	0855(22)0360
出雲税務署	693-8686	出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎	0853(21)0440
益田税務署	698-8651	益田市元町12番11号	0856(22)0444
石見大田税務署	694-8501	大田市大田町大田イ289番地2	0854(82)0980
大東税務署	699-1221	雲南市大東町飯田86番7号	0854(43)2360
西郷税務署	685-8666	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	08512(2)0350
岡山東税務署	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086(225)3141
岡山西税務署	700-0013	岡山市北区伊福町4丁目5番38号	086(254)3411
西大寺税務署	704-8116	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	086(942)3815
瀬戸税務署	709-0861	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	086(952)1155
児島税務署	711-8650	倉敷市児島小川5丁目1番66号	086(472)2630
倉敷税務署	710-8648	倉敷市幸町2番37号	086(422)1201
玉島税務署	713-8601	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	086(522)3121
津山税務署	708-8657	津山市田町67番地	0868(22)3147
玉野税務署	706-8655	玉野市宇野2丁目4番12号	0863(31)2131
笠岡税務署	714-0086	笠岡市五番町5番48号	0865(62)3111
高梁税務署	716-0029	高梁市向町13番地	0866(22)2546
新見税務署	718-8510	新見市新見721番地1号	0867(72)0951
久世税務署	719-3291	真庭市鍋屋8番地1	0867(42)0450
広島東税務署	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082(227)1155
広島南税務署	734-0003	広島市南区宇品東6丁目1番72号	082(253)3281
広島西税務署	733-8555	広島市西区観音新町1丁目17番3号	082(234)3110
広島北税務署	731-0294	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号	082(814)2111
呉税務署	737-8652	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	0823(23)2424
竹原税務署	725-8686	竹原市中央3丁目2番12号	0846(22)0485
三原税務署	723-8511	三原市宮沖2丁目12番1号	0848(62)3131
尾道税務署	722-8505	尾道市古浜町27番18号	0848(22)2131
福山税務署	720-8652	福山市三吉町4丁目4番8号	084(922)1350
府中税務署	726-0002	府中市鶴飼町555番地40	0847(45)2570
三次税務署	728-0013	三次市十日市東1丁目13番5号	0824(62)2721
庄原税務署	727-0021	庄原市三日市町667番地5	0824(72)1001
西条税務署	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082(422)2191
廿日市税務署	738-8601	廿日市市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	0829(32)1217
海田税務署	736-8505	安芸郡海田町大正町1番13号	082(823)2131
吉田税務署	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	0826(42)0008
下関税務署	750-0025	下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎	083(222)3441
宇部税務署	755-8625	宇部市常盤町1丁目8番22号	0836(21)3131
山口税務署	753-8509	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(922)1340
萩税務署	758-8648	萩市唐樋町3番7号	0838(22)0900
徳山税務署	745-8622	周南市今宿町2丁目35番地	0834(21)1010
防府税務署	747-8611	防府市緑町1丁目2番12号	0835(22)1400
岩国税務署	740-8611	岩国市麻里布町7丁目9番37号	0827(22)0111
光税務署	743-8577	光市虹ヶ浜3丁目10番1	0833(71)0166
長門税務署	759-4101	長門市東深川964番地の1	0837(22)2441
柳井税務署	742-8605	柳井市柳井3745番地1	0820(22)0277
厚狭税務署	757-0005	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	0836(72)0180